

秘密保持基本契約書（モデル）

財団法人ヒューマンサイエンス振興財団（以下甲という）と 株式会社（以下乙という）とは、甲が所有する出願特許に関する未公開情報を、乙に開示するにあたり、次のとおり契約を締結する。

第1条

本情報とは、甲が所有する特許出願された未公開情報をいう。

第2条

甲は、本契約締結後遅滞なく、甲が所有する本情報をヒューマンサイエンス技術移転センター（以下、HSTTCという）会員専用ホームページを通じて乙に開示する。

第3条

乙は、本情報をHSTTCの目的である本情報の実用化検討のため、もしくは本情報の実施権の取得を目的とする評価以外の目的の為に用いてはならない。

第4条

乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本情報を第三者に開示もしくは漏洩しない。ただし、次の各号に該当する本情報についてはこの限りではない。

- （1）甲による開示の時点で既に公知であるか、開示後乙の責によらず公知となったもの。
- （2）甲による開示の時点で既に乙が所有していたものであり、当該事実を文書により証明できるもの。
- （3）乙が正当な開示権限を有する第三者から開示を受けたもの。
- （4）乙が本情報に基づくことなく独自に開発したもので、当該事実を文書により証明できるもの。

第5条

- 1 乙は、第3条所定の目的に必要な範囲でのみ、かつ、甲から書面による事前の承諾を得た場合にのみ、本情報の複製物を作成することができる。この場合において、乙は、当該複製物についても秘密情報として取扱う。
- 2 前項によって乙が複製物を作成した場合には、乙は、当該複製物に、甲の本情報に付されていたものと同様の甲の権利に関する表示を付するものとする。

第6条

本契約は、本情報に関する実施許諾その他のいかなる権利を付与するものとも解釈さ

れてはならない。

第7条

本契約は、乙がH S T T Cの会員資格を有する期間有効に存続する。ただし、第4条に記載する秘密保持については、会員資格喪失後も特許公開日またはその他の方法で本情報が公知となる日まで有効に存続するものとする。

第8条

本契約に定めない事項および本契約の条項に関する疑義については、甲乙は誠意をもって協議し解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都中央区日本橋小伝馬町13-4
財団法人ヒューマンサイエンス振興財団
理事長 下田 智久 印

乙

印